

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】</p> <p>①A類疾病及びB類疾病に関する予防接種の実施(法第5条)</p> <p>②臨時の予防接種の実施(法第6条)</p> <p>③予防接種が原因とされる障害又は死亡に関する給付(法第15条)</p> <p>④予防接種の接種者からの実費の徴収及び免除に係る事務(法第28条)</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】</p> <p>①予防接種法による給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務において、当該請求を行う者に係る地方税関係情報及び住民票関係情報を照会する。</p> <p>②予防接種法による実費の徴収の決定に関する事務において、当該決定において予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者に係る地方税関係情報を照会する。</p> <p>③予防接種法による実費の徴収の決定に関する事務において、当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報を照会する。</p> <p>④予防接種法に定める接種の接種歴に関する情報を照会する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び接種券の登録、予防接種記録等の登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>②予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>※予防接種に関する事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して他市区町村に特定個人情報の照会・提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理、中間サーバー、団体内統合宛名、ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

接種者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項、別表第一の10の項、93の2項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第100条、第67条の2</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録を用いた情報提供・照会のみ)、番号法第19条第6号(委託者への提供)</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、16の3項、115の2の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号、別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目8番1号 那珂川市役所健康福祉部 健康課 Tel.092-408-8297
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目8番1号 那珂川市役所 健康福祉部 健康課 Tel.092-408-8297

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	1.③システムの名称	総合健康管理、中間サーバー、団体内統合宛名、	総合健康管理、中間サーバー、団体内統合宛名、サービス検索・電子申請機能		
平成29年7月7日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 国保年金健康課 Tel.092-408-8296	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目8番1号 那珂川町役場 健康福祉部 健康課 Tel.092-408-8297		
平成29年7月7日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 国保年金健康課 Tel.092-408-8296	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目8番1号 那珂川町役場 健康福祉部 健康課 Tel.092-408-8297		
平成29年7月7日	1.②特定個人情報を取扱う事務		※現行の窓口や郵送での書類の受入れ以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を可能とする。		
平成29年7月7日	5.評価実施機関における担当部署①②	健康福祉部 国保年金健康課	健康福祉部 健康課		
平成29年7月7日	5.評価実施機関における担当部署①②	国保年金健康課長 石橋 小百合	健康課長 日下部 篤		
平成30年6月14日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③	総合健康管理	健康管理	事後	
平成30年6月14日	5.評価実施機関における担当部署②	健康課長 日下部 篤	健康課長	事後	
平成30年6月14日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) なし (主務省令における情報照会の根拠) 第13条 ※別表第二の17、19の項については、主務省令未公布。	2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) なし (主務省令における情報照会の根拠) 第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	那珂川町	那珂川市	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	福岡県 那珂川町	福岡県 那珂川市	事前	
平成30年10月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 健康課 Tel.092-408-8297	福岡県那珂川市西隈1丁目8番1号 那珂川市役所 健康福祉部健康課 Tel.092-408-8297	事前	
平成30年10月1日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 健康課 Tel.092-408-8297	福岡県那珂川市西隈1丁目8番1号 那珂川市役所 健康福祉部健康課 Tel.092-408-8297	事前	
令和1年6月30日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和3年2月14日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。	事後	
令和3年2月14日	3.個人番号の利用	1.番号法第9条第1項 別表第一の10の項	1.番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項	事後	
令和3年2月14日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報紹介者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。(17,18,19の項)	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報紹介者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。(17、18、19、115の2の項)	事後	
令和3年2月14日	II 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年2月14日	II 1.対象人数	平成32年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年2月14日	II 2.取扱者数	平成32年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年2月26日	IV 6.情報ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和3年2月26日	IV 6.情報ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和3年3月12日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	1.番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) なし (主務省令における情報照会の根拠) 第12条の3、第13条、第13条の2	1.番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 115の2の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) 第59条の2 (主務省令における情報照会の根拠) 第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和3年5月31日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【番号法別表第二に関する事務】 ①～③ ※予防接種に関する事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会を行う。中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。	【番号法別表第二に関する事務】 ①～③ ④予防接種法に定める接種の接種歴に関する情報を照会する。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び接種券の登録、予防接種記録等の登録、管理。 ※予防接種に関する事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、他市町村に中間サーバーを使用して特定個人情報の照会・提供を行う。	事後	

